

「千葉県留学生受入プログラムに係るマッチング支援事業委託」 仕様書

第1 事業目的

県が定める「千葉県留学生受入プログラム実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、「千葉県留学生受入プログラム」（以下「プログラム」という。）を実施するにあたり、要綱第3条第1項の「マッチング機関」として、要綱第2条第1号のマッチング支援事業を行う。

（要綱 拠粹）

第1条第2項

本プログラムは、在留資格「介護」を取得して県内の介護施設での就労を目指す外国人留学生及び留学生候補者（以下「留学生等」という。）、並びにこれを受け入れる介護施設（以下「受入施設」という。）を支援し、もって県内の介護職員の確保を図ることを目的として実施する。

第2条

（1）マッチング支援事業

留学生等の母国の日本語学校（以下「現地日本語学校」という。）、県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍し、千葉県内で介護職として就労を希望する留学生等と、外国人介護職員の受入を希望する介護施設、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行う。

（2）学費及び居住費支援事業

前号に定めるマッチングを受けた留学生等に対し、現地日本語学校及び県内日本語学校の学費、並びに県内日本語学校及び介護福祉士養成施設の在籍時における居住費について助成を行う。

第3条第1項

前条第一号に定めるマッチング支援事業の実施主体は千葉県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体（以下、「マッチング機関」という。）に委託することができる。

第2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

第3 委託料

20,780,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託料には「第7 委託料に係る注意事項」に記載した経費を含む。

第4 プログラム概要

1 プログラムによる支援を受ける留学生及び留学生候補者（以下「留学生等」という。）は、以下（1）～（3）の教育と、その間、要綱に定める学費及び居住費等の支援を受けることにより、介護福祉士資格を取得の上、県内介護施設（以下「受入施設」という。）で就労することを予定している。

なお、プログラムへの参加については、（1）の現地日本語学校からの参加のほか、既に県内にいる留学生については、（2）又は（3）の段階からの参加も可能としている。

(1) 留学生の母国の日本語学校（以下「現地日本語学校」という。）における半年間の教育

(2) 県内の日本語学校における1年間の教育

(3) 県内の介護福祉士養成施設における2年間の教育

2 令和8年度にプログラムに参加予定の現地日本語学校及び留学生等の人数は以下のとおりとする。なお、現地日本語学校の数又は所在地域を変更する場合は、委託料について県と受託者の間で別途協議する。

(1) 現地日本語学校はベトナム・ハノイ市に所在する以下の6校とする。

ア JIS 人材開発株式会社

イ 株式会社貿易&サービス TOKAI VIET NHAT

ウ YUKI (勇気) 日本語センター

エ ドンドー日本語センター

オ Sunshine 教育株式会社 外国語留学センターBinhMinh-日の出

カ ドンズーハノイ日本語センター

(2) 留学生等の予定人数は以下のとおりとする。

ア 令和8年度からプログラムに参加する留学生等（8期生）

（「第5 委託業務内容」の主に1及び2に関連）

① 現地日本語学校からの参加 70名程度

② 県内日本語学校・介護福祉士養成施設からの参加 25名程度

イ 令和7年度からプログラムに参加している留学生（7期生）

（「第5 委託業務内容」の主に3に関連）

① 現地日本語学校からの参加 28名程度

② 県内日本語学校・介護福祉士養成施設からの参加 2名程度

ウ 令和6年度からプログラムに参加している留学生（6期生）

（「第5 委託業務内容」の主に3に関連）

① 現地日本語学校からの参加 20名程度

② 県内日本語学校・介護福祉士養成施設からの参加 4名程度

エ 令和5年度からプログラムに参加している留学生（5期生）

（「第5 委託業務内容」の主に3に関連）

現地日本語学校からの参加 58名程度

第5 委託業務内容

1 ベトナム現地留学生候補者とのマッチング支援等

(1) ベトナム現地における留学生候補者の募集

ア 留学生候補者の募集は現地日本語学校が中心となって実施するが、本事業の受託者は、プログラムや介護の仕事内容、受入施設に関する情報を提供する等により募集活動に協力する。

イ プログラム参加希望者の中から、現地日本語学校と協力してプログラムへの参加にふさわしい留学生候補者を選考する。

※「第6 ベトナム現地における活動のための体制」を参照

(2) 留学生候補者と受入施設等とのマッチング

以下により、留学生候補者と受入施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設とのマッチングを行う。

ア 受入施設等が留学生候補者を選ぶ参考するために、留学生候補者の履歴書を作成して受入施設等に配布するとともに、留学生候補者が受入施設等を選ぶ参考のために、受入施設等の情報を留学生候補者に提供する。

イ マッチングにあたっては、オンラインによる面接等により、留学生候補者及び受入施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設の合意が得られるようにする。

ウ マッチングの成立については、別途県が示す協定書のひな型を参考に書面により確認できるようにする。

(3) 入国に向けた手続きの支援

ア 受入施設が在留資格認定証明書交付申請書における「経費支弁者」となるため、添付する書類の収集・作成について、受入施設を支援し、取りまとめて県内日本語学校に提供する。

イ 申請書の提出後は、追加で提出を求められた資料の有無等の情報を受入施設や他の県内日本語学校と共有する。

(4) 現地日本語学校等関係機関との連絡調整、留学生候補者への対応等

以下の事項について、現地日本語学校との連絡調整を行う。なお、連絡体制については、「第6 ベトナム現地における活動のための体制」によるほか、必要に応じて現地訪問を行うこと。

ア 留学生候補者の学習状況等を確認し、適宜、県及び県内のプログラム参加団体へ情報提供すること。特に、要綱で必須とされている日本語能力試験の結果については合否が判明次第、速やかに状況確認を行うこと。

イ 日本語学習の遅れや、現地日本語学校の留学生候補者に対する不当な扱い(疑いを含む)が判明した場合は、速やかに県に連絡するとともに、必要に応じて現地日本語学校への指導を行うこと。

ウ 受入施設から現地日本語学校への助成金の支払いやその返還について、円滑に行われるよう支援を行うこと。

エ 留学生候補者(その家族を含む)に対し、プログラム及び千葉県への留学に関する情報を提供するとともに、相談があった場合には対応すること。

オ 留学生候補者の入国に際し、日程や空港への送迎等について、現地日本語学校、県内日本語学校、受入施設と調整を行う。

カ 県職員がベトナム現地を訪問し、留学生候補者への説明会等を実施する場合の、現地日本語学校や現地関係機関との調整や、現地での交通手段の確保等、現地訪問を円滑に行うために必要な調整を行う。

2 県内日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍する留学生とのマッチング支援

(1) 留学生の募集

- ア 留学生の募集は県内日本語学校及び介護福祉士養成施設が中心となって実施するが、本事業の受託者は、プログラムや介護の仕事内容、受入施設に関する情報を提供する等により募集活動に協力する。
- イ 募集にあたっては、留学生向けに説明会を開催する等により、プログラムの内容及び介護の仕事内容について説明する。
- ウ プログラムに参加を希望する学生から、在籍している学校を経由して参加希望を受け付ける。

(2) 受入施設と留学生とのマッチング

- ア 留学生と受入施設（県内日本語学校に在籍する留学生については、留学生と受入施設及び介護福祉士養成施設）とのマッチングを行う。
- イ 留学生に対しては受入施設の情報を提供し、受入施設に対しては留学生の情報を提供する。
- ウ マッチングにあたっては、直接面談する機会を設ける等により、留学生及び受入施設の合意が得られるようにする。
- エ 県内日本語学校に在籍している留学生については、進学先となる介護福祉士養成施設の受験日程も考慮し、マッチングの調整を行う。
- オ マッチングの成立については、県が別途示す協定書のひな型を参考に書面により確認できるようにする。

3 マッチング支援に関連する事業

(1) 留学生がプログラムを離脱しないための支援

- ア 留学生的学習意欲や、生活面で問題を抱えていないか等を確認するため、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設、受入施設を訪問する。
- イ 留学生的住居、学習状況、アルバイト状況等の情報を収集し、県及び千葉県外国人介護人材支援センター（以下「センター」という。）に提供し、センターが実施する相談等に協力する。

(2) 問題が発生した場合の対応

- ア 留学生、受入施設、県内日本語学校、介護福祉士養成施設の間で問題が発生した場合、仲裁して問題の解決に向けて取り組む。
- イ 留学生がプログラムを離脱することにより補助金を返還する必要が生じた場合、受入施設と協議のうえ返還計画を作成し、留学生の連絡先を確保する等により、補助金の返還に協力する。

4 入国制限等により来日できない留学生候補者への支援

プログラムのスケジュールどおりに来日できずベトナムに留まる留学生候補者について、ベトナム現地日本語学校と連携しながら、適宜面談を行うなど、学習意欲を維持しプログラムから離脱することのないように支援を行う。

5 養成施設卒業後就職した本プログラム参加者への支援

前記1から4に掲げる支援のほか、養成施設卒業後就職した本プログラム参加者についても、定着に向けて必要な支援を行う。

6 千葉県介護の未来案内人事事業との連携について

現地訪問を行う際には、千葉県介護の未来案内人事事業において委嘱されているベトナム人介護職員の同行等本事業との連携について検討すること。

第6 ベトナム現地における活動のための体制

ベトナム現地における活動にあたっては、現地に支部を設置する、現地企業に業務の一部を委託する等の方法により現地日本語学校と速やかに連絡を取れる体制を確保する。

第7 委託料に係る注意事項

1 委託料のうち、ベトナム現地日本語学校に対する手数料分については以下のとおり、使途及び金額を限定する。

ベトナム現地日本語学校に対して、委託料の中から要綱第9条に定める金額の手数料を支払う。手数料の総額が5,000,000円に満たなかった場合は、5,000,000円と支払った手数料の総額との差額を県に返還すること。

(要綱 括粋)

第9条

第9条 県は、現地日本語学校に対し、事務手数料として、県内の介護施設とマッチングされた留学生候補者の数により、留学生候補者1名につき5万円（ただし、1校につき6人目以降は1名につき2万5千円）、また、留学生を送り出した実績により、留学生1名につき5万円（ただし、1校につき6人目以降は1名につき2万5千円）を支払う。ただし、当該手数料は、マッチング機関を通じ、マッチング機関への委託料の範囲内で支払うものとする。

2 現地日本語学校、留学生等との連絡調整にあたって翻訳・通訳等が必要な場合は、委託料の中でマッチング機関が行うものとする。

第8 その他事項

- 1 上記業務については、県と十分に協議し、承認の上実施すること。
- 2 業務の進捗状況については、県の指示するところにより速やかに報告を行うこと。
- 3 本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。
- 4 本仕様書に記載されていない事項や、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議の上、決定すること。
- 5 入国制限等により留学生候補者が来日できないなど、不測の事態が発生した場合には、県と協議の上、8期生のマッチングを取りやめるなど、業務内容を変更する場合があること。その際、契約額について、県と協議を行うこととする。